

クリアランス制度の導入中止を求める申し入れと政府交渉

2004年11月10日(水)衆議院第1議員会館 第2会議室

政府側出席者

内閣府 原子力安全委員会事務局規制調査課 規制調査官 岩田順一
同 同 同 坂井章浩
経済産業省 原子力安全・保安院 放射性廃棄物規制課 課長補佐 上田康弘
同 同 同 課長 伊藤洋一
同 同 同 課長補佐 茂木伸一

市民側参加者 15名

山本喜代宏議員、同川村秘書

1 質問書に対する政府側の回答

伊藤 内容は原子力安全保安院の方は茂木の方からよろしく申し上げます。それから一部私ども両者の担当を超える部分、具体的には資源エネルギー省でございますけれど、この所につきましては本日担当の方が都合がつかないということでございますので、その所は答えを預かって来たところがありますので、その部分も合わせてご紹介させていただきたいと思っております。

茂木 それでは原子力安全保安院の茂木と申しますよろしく申し上げます。私の方から1, 2, 4, につきましてご解答させていただきますと思っております。

「クリアランス制度の導入中止を求める申入書」に係わる質問書

内閣府 原子力安全委員会 様

経済産業省 原子力安全・保安院 様

ある濃度以下の放射性廃棄物を一般の産業廃棄物とみなすクリアランス制度の導入が進められています。JCO臨界事故に続き美浜3号炉事故でも示された「企業が経済性優先で安全性を切り縮め国はそれを阻止できない」という状況が続く中で、更に、当然のごとくにクリアランス制度が追加されることは認めがたいことだと感じています。私たちは、これがそもそも経済性を優先し人命を軽視する考え方のもとに進められているのではないか、クリアランスレベル値の設定においては被曝とその影響が過小に評価されているのではないか、「検認」の信頼性への疑問、リサイクルと原発は相反するのではないかなど様々な問題があると受け止めています。私たちは、人口密度の高い日本ではクリアランス制度はなじまず、放射性物質は厳格に管理すべきであると考えます。これらの点に関して、以下の質問にお答え下さい。

質問事項 1. クリアランス制度の経済的評価に関して

9月2日大阪で開催されたクリアランス制度シンポジウムにおいて、クリアランス制度の目的の1つは経済性であるとの回答がありました。クリアランス制度の導入により廃炉に伴う費用のうち低レベル放射性廃棄物の処分費用(輸送費用を含む)をいくらか削減できると試算・承知されていますか。具体的に数値を示してお答え下さい。

政府回答

1番は担当が資源エネルギー省の方でございますので、資源エネルギー庁の答えということで、まずお答えをさせていただきたいと思っております。まず、放射性廃棄物、原子力発電所の解体によって発生します放射性廃棄物の処理処分の問題でございますけれども、クリアランスした場合とそうでないものとのコスト試算、直接比較したものは承知していないということでございます。それからあと、定性的なものでございますけれども、平成9年の1月に行われました高エネルギー調査会の原子力部会、当時の名前でございますけれども、その報告書のタイトルが商業用原子力発電施設の廃止措置の向けてというふうな報告書がございます。その中に定性的な記述ではございますが、実際にありますところを読ませて頂きます。今後、クリアランスレベルに関する制度が整備されなかった場合には、本来放射性廃棄物として扱う必要のない廃棄物が低レベル放射性廃棄物と混在して処分されたり、利用可能な資源が廃棄されることになり、環境負荷をぞうだいさせるのみならず、放射性廃棄物の処理、処分の費用をも不必要に上昇させることになる、こういう様な記述がございます。また、大変申し訳ございません、われわれ、直接コストの方を算出しているものではございませんので、経済性の評価につきましては、資源エネルギー庁が担当しておりまして、その窓口が資源エネルギー庁の原子力政策科、放射性廃棄物対策室というところがございます。申し訳ございませんが、そちらの方にお問い合わせ願えればと思います。あの、因みに電話番号でございますけれども、東京03-3501-1991でございます。

質問事項 2. クリアランスによる放射線被曝の影響について

クリアランスレベルの線量の目安値 10 マイクロシーベルト / 年の根拠は、ICRP の Pub . 43 にさかのぼることができ、次の中から規制除外線量 10 マイクロシーベルト / 年が提案されています。

個人が自分の行動を決定する際に考慮に入れないリスクレベル (10^{-6} / 年のオーダー)

10^{-6} / 年のオーダーのリスクレベルが 100 マイクロシーベルト / 年のオーダーの年個人線量に相当する

現在あるいは、将来において複数の規制除外された線源から被ばくする可能性を考慮して (10 分の 1 に) 低減する

参考: 「放射性固体廃棄物の浅地中処分における規制除外線量について」(昭和 62 年 12 月放射線審議会基本部会)

質問事項

(1) 我が国の法体系では、がん・白血病などの確率的影響は放射線被曝量に比例すると扱われています。クリアランスの線量目安値は 10 マイクロシーベルト / 年とされていますが、これによる放射線被曝の健康影響はどのように評価されますか。なお、ICRP 1990 年勧告では致死のがんの確率は低線量率では 1 シーベルト当たり 5×10^{-2} とされています。また、例えば国連科学委員会 (UNSCEAR) は ICRP よりも高い確率を採用しています。

政府回答

それから、2 番目のところでございますが、クリアランスによる放射線被曝の影響ということでございますが、まず最初の (1) のところでございますが、まず ICRP の 90 年勧告でございますが、この中におきまして、70 年代以降、後半 70 年代後半以降、1990 年代までの、広島とか長崎の被曝者のガンの増加でありますとか、あと線量評価システムの変更でありますとか、あと、線量-線量効果の導入でありますとか、こういった要因によりまして、ガン、生涯におけるガンの死亡確率でございますけれど、これは 1 Sv 当り、 5×10^{-2} といたしまして、まあ、総合的な考察をしたあと、職業被曝の線量限度の勧告値を変更しているということでもあります。50 mSv / 年から 20 mSv / 年に反映されております。一方で公衆被曝でございますけれど、現在値の設定にはところリスク論以外に化学物質によるリスクの比較でありますとか、あとは自然界からの放射線被曝による、自然界からはだいたい 1 ~ 2 mSv 年間被曝でございますけれど、自然界からの放射線からのリスクなど総合的に判断いたしまして、それは引き続き年間 1 mSv として勧告してございます。従いまして年間 10 μ Sv という値でございますけれど、公衆の被曝限度であります年間 1 mSv の 1 / 100 のレベルでありますので、その健康への影響が無視できるということで、引き続き用いることは妥当ではないかと考えてございます。

質問事項

(2) 実際には上記のリスクから更に、現在あるいは将来において複数の規制除外された線源から被曝する可能性を考慮する必要があります。その結果、クリアランスによるリスクは個人が自分の行動を決定する際に考慮に入れないとされるリスクレベル (10^{-6} / 年のオーダー) とどのような関係にあると判断されますか。

政府回答

(1) の件でございますけれど、原子力安全委員会の報告書によりますと、埋設処分をした場合でございますけれど、こういったなかで、典型的な廃棄物処分場のサイズ、こういったものを仮定致しまして、その処分場がすべて解体から生じたクリアランスの対象物でありますとか、放射性廃棄物でない廃棄物こういった様なもので埋め尽くされたこういったことを想定しまして、線量の目安値であります年間 10 μ Sv、これを与える核種の濃度を一応考えているということでございます。従いましてその複数の発電所の解体から生じたクリアランス物というものが 1 箇所処分場に持ち込まれましても、年間 10 μ Sv といったようなものは影響を与えないということでございます。また、同じ地域に例えば複数のクリアランス専用の処分場がある場合、こういったような場合も想定されるかと思っておりますけれど、その場合でも 10 箇所もの集中を想定するのは現実的ではない、という風に考えております。あと、クリアランスレベルの算出にあたりまして、色々その、埋め立て、埋設処分でありますとか、再利用に関しまして様々なシナリオを用いまして、年間 10 μ Sv というような値の核種の計算をしております。で、計算をしてその中から核種毎に最小の濃度を示す評価経路でありますとか、最小の濃度をこれを選定しているわけでございます。従いまして核種ごとの経路の決定というのが異なりますということ、またある種の核種についてみまして決定的シナリオというのは 10 μ Sv 年間ですけれど、これを下回るということになります。あと、それぞれの評価経路ごとの発生確率というのは異なるというわけでございますけれど、あるレベルの選定に当たりましては確率を考慮していないということで、保守的な結果といっております。えー、ですから例えばある人が処分場の近くに住んでクリアランスされた再利用品を用いるという複数のシナリオの被曝を考えた場合でありましても、その重複するようなシナリオの数だけ 10 μ Sv が倍加されるということにはならないということになります。このようなことから、重畳によって必ず年間 100 μ Sv の線量を受けるという意味ではなく、あくまでもクリアランスレベルの算出にあたって 1 / 10 の年間 10 μ Sv のレベルになるということでもあります。

質問事項

3. DS161の一般免除レベル値との関係で行われている原子力安全委員会のクリアランスレベル値再評価について

(1) 原子力安全委員会により「主な原子炉施設」、「重水炉・高速炉」、「核燃料使用施設」についてのクリアランスレベル値が算出・公表されてきましたが、それは対象を成人グループに限定した計算結果でした。乳幼児を含めた評価を行うべきだとのパブリックコメントに対して、乳幼児を対象に加えても影響はないとする説明が繰り返し行われてきました。9月7日のクリアランス分科会資料(暫定値)によると、再評価では58核種の内13核種については乳幼児の被曝が成人埋設作業者の被曝よりも高く決定経路になっています。この点を確認してください。

政府回答

岩田 それでは3につきましては原子力安全委員会の方から担当ということでございますので、担当の坂井の方からご紹介申し上げます。

坂井 坂井です。えーまず3の1番の(1)のところでございますけれど、10月8日にクリアランス分科会がございまして、子供に対する評価におきまして、追加としてシナリオを検討した結果クリアランスレベルが子供の場合は1~2歳で示してございますが、評価によって算出されました核種は評価対象である核種58核種中19核種となっております。

原子力安全委員会におきましてこれまでの報告書につきましては評価対象者として、生涯のうち最も長い成人と致しております。また、子供の評価につきましてはその影響の程度を確認するというを行ってございます。その評価の結果トリチウムにつきまして成人を対象としたクリアランスレベルより1/2程度低くなるという結果になるということでございますが、乳児、幼児は限られた期間であるということも考慮致しまして、成人の評価結果をクリアランスレベルとしてございます。

一方本年8月におきまして、国際原子力機関、IAEAでございますけれど、IAEAが出版しました安全指針RS-G-1.7という報告書でございますが、その中で大量の物質に対する核種別の規制免除レベルというものがまあ、クリアランスレベルと若干異なるものでございまして、ご説明させていただきますと、ある自然現象という概念でございますが、ある放射線源に起因する人の健康に対するリスクが無視できるほど小さいものであるため、放射性物質として扱う必要がないということから、崩壊放射線源を放射線防護にかかる規制の体系に入らない、入れることはないという概念でございます。規制免除レベルというものにつきましては規制免除を判断するレベルでございまして、放射線量、または放射能濃度で示されるものでございます。先ほど申しましたIAEAのレポートでございますけれども、それにおきましては、大量の物質に対する規制免除レベルという物を放射能濃度、核種ごとの放射能濃度を示してございまして、それがクリアランスレベルに対しても適応が可能であるという風に述べられてございます。

そのようなRS-G-1.7、旧称ドラフト段階におきましてはDS161という質問状にも書いてございます、DS161と言う文章でございますけれども、その評価におきましては、1部の評価経路について子供の評価を対象としている状況でございます。それをふまえて、原子力安全委員会では本年9月から放射性廃棄物排出措置専門部会のクリアランス分科会の検討におきまして、これまでの原子力安全委員会の報告書に於けるクリアランスレベルの評価に対しまして、IAEAの報告書の評価に於ける新しい知見を抽出いたしまして、クリアランスレベルの再評価を行うこととして、検討を進めて参りました。この際に子供の評価におきましても、評価経路を選定致しまして、また食物摂取資料等のデータを最新の文献等を用いまして更新するなど行いまして、クリアランスレベルの算出を行ってございます。その結果、クリアランスレベルが子供の評価により算出された核種というものは19核種、と先ほど言いましたが、19核種となっております。これらの19核種でございますが、成人の評価から算出されるクリアランスレベルと、子供の評価から算出されるクリアランスレベルを比較いたしましても、最大でも5倍程度の違いということとなっております。子供につきましては、呼吸率や食物摂取量といったものが成人に比べて少ないものの、放射線に対する感受性というものは高い為、単位摂取量当たりの線量係数が成人よりも厳しい値となっております。そのため子供に対する被曝線量の評価結果が成人に比べて大きくなる傾向となっております。ただし、生涯のうち子供でいる期間が限られていることや、またクリアランスレベルを算出する際の線量でございます、10 μ Sv/年という値は自然界の放射線レベルに比較して十分小さく、また人の健康に対するリスクが無視できるという線量でございますから、子供の評価結果につきまして成人の評価結果に包含しても問題にならないと考えられます。しかし、今回の評価におきましては、子供の評価を成人の評価と同等に行うという致しまして、クリアランスレベルを算出してございます。

質問事項

(2) 乳幼児が被曝するとその健康影響は成人に比べ3倍程度高いことを(1)に加えて、再評価すべきだと考えますがどうですか。

政府回答

続きまして(2)の回答でございますけれど、子供の場合は成人と比較して単位放射線量あたりの被曝に対する健康の影響度は大きくなります。核種によっては内部被曝の線量係数が5-6倍異なるものもございまして。そのため今回の安全委員会のクリアランスレベルの評価におきましてもICRPの提案している子供と成人への被曝線量の換算係数をそれぞれ用いて評価を行ってございます。今回の

安全委員会の評価におきまして、例えばトリチウムや炭素といった重要な核種におきましては農作物または淡水産物の摂取量が成人と比べまして子供の方が少ないという状況にもかかわらず、線量係数の違いによりまして結果としてクリアランスレベルが子供の評価により算出されているというような結果となっております。

質問事項

(3) 上記の2点から、原子力安全委員会のクリアランスレベルは大幅に下方修正するべきだと考えますがどうですか。

政府回答

続きまして(3)の回答をさせていただきます。これまでの原子力委員会のクリアランスレベルの報告書というものは、IAEAの技術文書 TECDOC-855 という報告書に基づいてクリアランスレベルを算出しております。先ほども言いましたけれども、IAEAは今年、RS-G-1.7、DS161 という報告書を出版いたしました。その中で大量の物質の規制免除レベルを示しましてそのレベルがクリアランスの適応の根拠となりうるということを示しております。また、最近では日本原子力発電株式会社の東海発電所の解体作業が本格化しつつある状況でございます。これらの状況を踏まえまして、安全委員会といたしましては、本年6月から国際的な動向や、新たな知見を踏まえるという観点からこれまでのクリアランスレベルの報告書を再評価するということを行っております。その中でIAEAの報告書から子供の評価など反映することが適当と考えられる事項を反映いたしまして既に公表致しております委員会報告書のクリアランスレベルを再評価しております。まあ、その経過の中で、クリアランスレベルが子供の評価により算出された核種というものが19核種になる結果も得られてございます。

質問事項

(4) 58核種中40核種ものクリアランスレベル値がDS161の一般免除レベル値より高い値となっています。10トン程度の物量に適用する原子力安全委員会のクリアランスレベル値が1桁少ない1トン程度の物量から適用されるDS161の一般免除レベル値よりも高いのはなぜですか。

政府回答

続きまして、(4)の回答に移らせていただきます。原子力安全委員会のクリアランスレベルでございますが、それにつきましては原子炉施設や一部の核燃料使用施設の解体に伴って主に発生する金属やコンクリートなどを対象としてございます。そのように対象物を限定しているような状況でございますので、対象物の放射能による汚染の状況や解体時の対象物の発生状況などが把握できることがございます。そのため、埋処分や再利用におきましてクリアランスされた金属またはコンクリートと非放射性的な金属やコンクリートの混合比などといった状況を具体的に設定するといった様な評価になってございます。また、対象物を金属とコンクリートに限定しているということから処分方法や再利用方法、食物の摂取量などの生活態様について具体的かつ詳細に検討してございまして、また国内に於けるデータ等を用いて評価パラメーター等を選定してございます。一方IAEAのRS-G-1.7の評価に於きましては、対象物を食物、飲用水以外としてかなり広い範囲で想定してございます。またそれらの対象物の発生施設というのも限定してございません。さらに、国際的な提案値を決定するということが目的でございますから、処分方法や再利用方法が一般化されてございまして、パラメーターも国際的に通用する値を設定するという必要性があるということも考慮致して評価されているというような状況でございます。これらの違いにおきまして対象物や発生状況が限定されております原子力安全委員会のクリアランスレベルよりも対象物を限定しないIAEAの一般的な規制免除レベルといったものが低いという傾向になってございます。

質問事項

(5) 原子力安全委員会のクリアランスレベル値が高すぎることは明白です。クリアランスレベル値は1桁低くすべきではないのですか

政府回答

続きまして(5)でございますけれども、原子力安全委員会の再評価に当たりましては幼児に対する実効線量が $10\mu\text{Sv}/\text{年}$ のオーダー以下であるべきとのIAEAの考え方と同様となっております。また先ほどの(4)の回答にも示しましたが原子力安全委員会のクリアランスレベルは原子炉施設等の解体等にもなって発生するコンクリートおよび金属等に限定してございます。またその発生状況や、国内に於ける埋処分、再利用方法、国民の生活態様を考慮して具体的に評価条件を設定してクリアランスレベルを求めているという状況でございます。従いまして、IAEAの広く一般的な固体状物質を対象とした免除レベルと直接的に比較すべきものではないというふうに考えてございまして、IAEAでそうしたその規制免除レベルと比較してもほぼ同等であるという風に考えてございます。

質問事項

(6) クリアランスレベル値が大幅に引き下げられると、クリアランス制度を設けてもかえって検認などの費用が高むのではないですか。

政府回答

最後に(6)の回答でございますけれど、原子力安全委員会が行っております検討につきましては費用の算出というものは含まれてございませんが、資源のリサイクル化ということが世の中で進んでいることを考えまして、原子力施設で利用された物質のうち人体への放射線影響が無視できるほど小さいものについては、可能な範囲で再利用を進めていくべきと考えております。また再利用ができないものにつきましては産業廃棄物としてその処分が実施されるべきであると考えてございます。原子炉等の解体に伴って発生する金属、コンクリート等のクリアランス制度につきましては、国民におきましても関心が特に高いと考えてございます。従いましてその安全確保につきましては、十分注意する必要があるという風に認識しております。また実際上の解体作業や発生する廃棄物の特徴を考慮して適切な規制制度を確立することが重要であると考えております。

質問事項

4. 人口密度の高い日本ではクリアランス制度はなじまないのではないか。

人口密度の高い日本ではクリアランス制度はなじまないと考えます。また一旦規制体系から除外すると、万一想定外の大量の放射性物質がその中に紛れ込んでいた場合にもそれが公衆を直撃することを防げません。放射性物質は厳格に管理することを基本とすべきだと考えます。この点、どうでしょうか。

政府回答

茂木 それから3番を飛ばさせていただきます、4番を回答させていただきます。

日本ではクリアランス制度はなじまないのではないかと言うことでございますが、あの、繰り返しになりますけれども、クリアランスレベルの算出でございますけれど、自然界からの放射線で1mSv これからの1/100以下の年間10μSv、こういうものを線量源質といたしまして、原子力発電所の解体から出てきます金属、コンクリートこういった様な物につきまして、クリアランスされた後に想定された評価経路、その中には埋め立て処分でありますとか、飲料管でありますとか、フライパン、こういったものが再利用品でございますけれど、こういったような評価経路を網羅的に考慮いたしまして一番厳しい、最も厳しい評価結果をクリアランスレベルにしているということでございます。従いましてクリアランスレベル以下であることが確認されたものにつきましては再利用とか処分を行う場合には放射線防護上のまあ、クリアランス後は不要ということでありまして、クリアランスされた後の用途でありますとか、行き先、こういったような事につきましては何も条件を付けずに、一般の再生利用品でありますとか、産業用廃棄物と同等の扱いをすることができます。

それから、クリアランスレベル検認ということで、いかにクリアランス以下であることをいいたいどの様に確認するかということでもありますけれども、クリアランス検認におきましては、まず、本来放射性廃棄物として廃棄すべきものこういった物はちゃんとクリアランスすべきものと分けて、従来通り放射性廃棄物として適切な管理をして、クリアランスレベル以下のものがちゃんとクリアランスされるシステム、こういったようなことが構築して維持していく、こういった事がクリアランスに対する皆さんの信頼を得るには重要ではないかと考えております。そういったような観点から、国におきましても検認に当たりまして2段階の対応を行おうとしております。最初の対応と言いますものが、原子力事業者が策定いたしますクリアランス対象物の測定、判断方法それにつきましてその妥当性につきまして国に確認をすると、いう風に、その様な形で国が確認するということです。事業者につきましては認可を受けました方法に基づいて実際には測定をしていただくわけでありまして、事業者が認可を受けた方法に基づいて対象物がクリアランス以下であると言うような確認を行う、と言うような2段階の対応を行おうとしております。こういったようなことによりまして、検認の確実性をちゃんとして行こうという風に考えております。

それから後、そのクリアランス制度が社会に定着するまでのことですが、再生利用でありますとか、後は処分の際の最初の搬出先、こういったようなものを把握できるようにたとえばその、有価物として再生利用する場合には中間処分場、中間処理を行う会社など、埋設処分場でございますけれど、こういったような場合には処分場について原子力事業者が把握できるような枠組みを構築することが必要であるという風に報告書で指摘を受けております。あとこれは余談ではございますけれど、原子力事業者の方におきましてはこういったようなクリアランス制度につきまして原子力施設由来であるというようなことを了解済みの処理事業者でありますとか、限定された最終処分場でありますとか、こういったようなことでありまして、自ら率先いたしましてその、社会の理解を得ながら、再生利用を進めるというようなことを表明しておりまして、まあ、こういった様な取り組みというのは、原発の制度を定着する上で非常に有効ではないかという風に考えております。私の方からは一応これで終了します。

伊藤 以上でございます。

以上の政府側回答をもとに、問題点を追及しました。交渉の全体を整理すると、以下のような内容でした。

1. クリアランス制度の有無による原発解体廃棄物処分のコスト比較は承知していない
解体撤去・クリアランス制度ありきで安全性後追いの廃炉に対し、疑問続出
クリアランス制度で電力会社が利益を受け、公衆は被曝のリスクを強要される

担当の資源エネルギー庁が欠席し、「コスト比較については承知していない。」との伝言回答がありました。また、リサイクルと処分費用の不必要な上昇を押さえることをクリアランスの意義とする説明を紹介し、経済的要因がクリアランス制度の目的であることを認めました。

処分費用の不必要な上昇を押さえるとしながらクリアランス制度の有無やレベル値の違いによるコストの比較検討を行っていないことから、電事連が出してきた結論を政府が精査せず横流しした疑いが出てきました。次回の交渉では、資源エネルギー庁の出席を求め追及します。

クリアランス制度を導入することは廃炉方法の選択肢を限定するのではないかと指摘に、「解体撤去は以前からの国の基本方針である。」との回答があり、福島から「自治体はその決定に関して法的に関与できるのか。解体撤去の方針が安全性の議論以前に出ているのではないのか。美浜事故の問題で定期安全レビューそのものの評価が揺らいでいる現在、安全性の担保があるのか疑問である。廃炉に伴う巨額な経費を必要とし、現在の解体引当金で適切な廃炉が成されるのか。」と根本的な疑問が投げかけられました。経済産業省は、的確な回答をすることが出来ず、次回の宿題となりました。

リサイクルをクリアランス制度の意義とする説明に対しては、「年間1億トンもの粗鋼生産に対して数トンの鉄を解体金属廃棄物からリサイクルに回せるにすぎない。その程度の量なら一般のリサイクルの回収率を上げることで十分まかなえる。この事をどのように説明するのか。」との意見や質問があり、宿題となりました。

多くの参加者から「クリアランス制度は、電力会社が利益を受け公衆は被曝のリスクを負うものであり、認めがたい」という意見が出ましたが、的確な回答はありませんでした。経済産業省の報告書では、経済性が安全性に優先するものではないと書かれていますが、クリアランス制度こそ経済性が安全性に優先する事例にほかなりません。

2. 「クリアランスによる放射線被曝のリスク」の議論回避を許さず！
IAEAに追随し、広島・長崎の被爆者の犠牲の上に明らかになったヒバクスのリスクを無視する政府

政府側は「クリアランス制度により公衆がこうむるヒバクは年間10 μ Svを目安線量とし、その健康に対する影響が無視できるレベルである。そのヒバク線量は自然の放射線の100分の1の程度である。」と主張しました。

私達は、「健康に対する影響が無視できるかどうかはリスクをもとに議論をするべきである。自然の放射線の100分の1なら安全であると証明することは出来ない。」と主張しました。原子力安全委員会と原子力安全保安院（経済産業省）はリスクと自然放射線比較のどちらを前面に出すかで回答がしばらく混乱しましたが、評価の基準をリスクに置くと回答し、しぶしぶリスクによる議論に応じました。

私たちは、年間10 μ Svの目安線量が国際放射線防護委員会（ICRP）のPub.46で提唱された以降にICRPも認めているように広島・長崎の被爆者の調査から放射線被曝のリスクがそれまで考えられていたリスクの値より5倍高いことが明らかにされたのだから、目安線量を数 μ Sv/年に下げるべきであると徹底して主張しました。年間10 μ Svの目安線量の根拠を失った政府側は、「ヒバクスのリスクが数倍にはなったが、それが2桁、3桁あがったかというところではない。従って、10 μ Svを変更するつもりはない。」と「オーダーでは変わらない」とする全く恣意的な判断をあらわにしました。

「今日の議論の経過から、たとえ年間10マイクロシーベルトでもそれなりの被害が出る共通認識できるか。」と質したところ、「健康への影響が確認されているのは広島・長崎では50ミリシーベルトなので10マクロ、100マイクロのところでは健康への影響が死亡という形であるかというそれは仮定をおいたうえでの計算である。」とリスクを認めたくないのとれる見解が述べられました。この見解に対して、被害が検出されないからリスクがないとするのは間違いであるとの教科書（草間委員執筆）の記述を引用して反論し、「被害があることを認識した上で、国民の安全を議論し、どうして防ぐかを考えてもらわなければ困る。」と要求しました。

また、複数の原発が立地されている地域ではヒバクの重なりが起き、被曝線量が年間10マイクロシーベルト以上になるとの指摘に対して、政府側は重なりが起きることは認めましたが、それが目安線量の何倍のヒバクをもたらすのかについて定量的な回答をしませんでした。

3．乳児・幼児のヒバクの危険をIAEAの認めた枠内に留め、それ以外を無視する原子力安全委員会 原子力安全・保安院。

政府は、「今回の再評価の結果、19核種で子どもの被曝が決定経路となった。最大で成人の5倍程度である。…ただし、子どもの生涯のうち子どもでいる期間は限られていることや、…子どもの評価結果を成人の評価結果に包含しても問題にならないと考えられる。子どもの評価をIAEAの安全指針と同等に行うため再評価したものである。」と回答しました。

私たちは先ず規制機関としての責任を問題にし、政府がこれまでクリアランスによるヒバクの影響について、成人のグループで評価すれば子どもの評価はそれに含まれるとし、子どもに対する評価をなおざりにしてきたことは国民を欺きクリアランス制度推進を助けたと批判しました。政府は今回の再評価で最新の知見を取り入れたと説明しましたが、少なくともICRP90年勧告を取り入れた際に最新の知見として再評価すべきものが今頃再評価されたことは規制機関としての責任は免れません。

IAEAに追随する政府に対して、「広島・長崎のヒバクシャの被害の上に明らかになったヒバクの危険を当事国の政府が無視している。」との批判が浴びせられました。政府は世界に先駆けて自国の規制に取り入れ、世界に向かって訴える立場にあります。

私達は子どもが被曝すると発達過程で受ける影響が大きく、ICRPのPub.60でも子どもの生涯にわたる致死ガンの発生に対する影響は成人より2～3倍高い(年齢効果)とされていると主張しましたが政府側はこの点については言及しませんでした。

チェルノブイリ事故のヒバクによる甲状腺がんの例(乳幼児のヒバクによる甲状腺がん発生率が他の4倍高いとするICRPの調査結果)も指摘されましたが政府は何も言及しませんでした。

この「年齢効果」を考慮すると58核種中34もの核種で子どもの被曝が決定経路となり、クリアランスレベルを引き下げざるを得なくなります。また、子どもの被曝線量が高いという再評価結果を合わせると子どもの期間は短くともその1年が成人期被曝の10年分にもなります。それが具体的に議論となることを恐れて、政府側は質問書取り上げた年齢効果の部分に関しては全く言及しなかったものと考えられます。

4．美浜事故の教訓が生かされない検認システム(測定は業者、行政はその追認と許可)

検認の考え方として、「原子力事業者が策定するクリアランス対象物の測定、判断方法について国が妥当性を確認し、事業者が許可を受けた方法で行い、それがクリアランスレベル以下であるか検査を必要に応じて行う。」という趣旨の説明がありました。この考え方は維持基準と同じで、実際に守られているかどうかは事故や内部告発がない限り明るみには出ません。現実には組織的犯罪の温床となります。この問題に対して具体的にどうするという説明は示されませんでした。また、品質マネジメントシステムの信頼性が美浜事故で失われていることをどのように反映するのも言及がありませんでした。自動測定と全表面測定で200億円の差が出るという電事連の評価を示し、検認方法と経費の問題を取り上げましたが政府側からは全く反応がありませんでした。